

## 伊豆の国市告示第69号

伊豆の国市屋外広告物条例（平成28年伊豆の国市条例第42号。以下「条例」という。）第7条の規定による、広告整備地区を次のとおり指定したので、条例第29条の規定により告示する。

平成29年4月1日

伊豆の国市長 小野登志子

### 1 広告整備地区の名称

国道136号バイパス沿道広告整備地区

### 2 国道136号バイパス沿道広告整備地区の区域

一般国道136号バイパス及び一般国道136号バイパス伊豆中央道のうち、市内の全区間（トンネルの区間、防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域を除く。）から50メートルの等距離線の範囲内の地域とする。

### 3 国道136号バイパス沿道広告整備地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本方針

国道136号沿道において、観光地伊豆地域及び市のイメージアップにつながる良好な景観を形成するため、地域の特性を踏まえた屋外広告物の規制を図ることとする。

### 4 国道136号バイパス沿道広告整備地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

別紙のとおり

## 別紙

国道136号バイパス沿道広告整備地区整備基準（条例第7条第2項関係）

### 1 許可の基準

広告整備地区に適用される条例第11条の基準

#### (1) 案内図板等の許可の基準

##### ア 共通基準

- (7) 事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- (8) 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (9) 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）は、案内し、又は誘導する事業所等の名称、矢印、距離等必要最小限の表示とし、サービス内容、商品名、住所、電話番号等又は案内し、若しくは誘導するための地図の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。
- (10) 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。
- (11) 写真、絵（商標を除く。）は表示してはならない。
- (12) 案内広告の地の色彩が、色相10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下であること。
- (13) 案内広告の文字、矢印の色彩が、色相10YR、かつ明度8以上であること。
- (14) 板面で使用できる色数は、地の色彩は1色、かつ、文字、矢印の色彩は3色以内であること。
- (15) 建築物の屋上に設置するものでないものであること。
- (16) 建築物の壁面を利用するものでないものであること。
- (17) 塀を利用するものでないものであること。

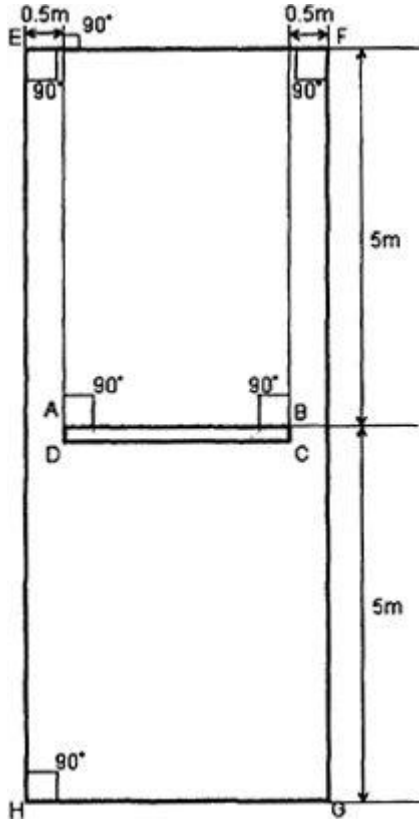
##### イ 個別基準

<p>広告物等の種類</p>	<p>国道136号バイパス沿道広告整備地区において表示し、又は設置する場合</p>
<p>1 野立てのもの</p>	<p>(1) 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> <p>(2) 板面の縦の長さが、1.5メートル以下であること。</p> <p>(3) 板面の横の長さが、縦の長さよりも長いものであること。</p> <p>(4) 高さが、地上5メートル以下であるものであること。</p> <p>(5) 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>(6) 板面の角度が、一般国道136号バイパス及び一般国道136号バイパス伊豆中央道の中心線に対し、おおむね垂直であること。</p> <p>(7) 案内広告に表示された矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の表示面積の3分の1以上であること。</p> <p>(8) (5)の規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当た</p>

		<p>りの表示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</p> <p>(9) 脚の色彩は、ダークブラウン（10YR2/1）とすること。</p> <p>(10) 設置個所は、各インターチェンジ近くに設置することが望ましい。</p>
<p>2 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの</p>	<p>(1) 突き出すもの</p> <p>(2) 巻き付けるもの</p>	<p>ア 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>ウ 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>ア 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>
<p>3 消火栓標識柱を利用するもの</p>	<p>(1) つりさげるもの</p>	<p>ア 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p>

ウ 個数は、1本につき1個であること。

別図（真上から見た図）



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。